

第3章 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

1 交通通信体系の整備の方針

交通通信体系の整備については、地域の産業、経済、文化の振興を図り、地域間の交流・連携を促進する必要不可欠な要素であることから、各種道路整備事業とネットワーク化に重点をおいた道路交通網の整備を推進する。また、急速に進む高齢社会に対応した安全・安心な暮らしを支えるため、緊急自動車の不通路線の調査と改善整備を実施し、生活交通の確保に努めるとともに冬期間の安全な交通を確保するため、効率的な除雪体制の構築と運用を推進する。

情報通信基盤の整備については、町内の情報通信格差を縮小し、活力ある産業活動や利便性の高い日常生活を実現するため、産業、社会、生活など様々な分野において高速で大量の情報の収集・伝達が行える環境づくりを推進する。また、屋内における防災等情報の伝達周知体制を強化し、災害時等に適切な初動対応を取れる環境を整備する。

(1) 道路の整備

町道の整備については、均一的な道路網を整備するため、幹線道路や町内の地域交流を促進させるための道路、集落間接続道路、生活圏道路等を整備する。また、安全・安心な歩行空間と道路交通を確保するため、歩道の整備（L=2,400m）やグリーンベルトの設置（L=2,900m）をさらに進めるとともに、道路・橋梁施設の長寿命化のための補修・修繕の実施や緊急自動車の不通路線の改善整備を行う。これにより、改良率については平成26年度の56.4%から平成32年度には58.3%まで、舗装率については平成26年度の46.5%から平成32年度には48.4%まで向上させることを目標とする。そのほか、冬期間の安全で円滑な道路交通を確保するため、消融雪施設の整備や除排雪機械の更新を行い、緊急自動車の通行にも配慮した除排雪体制を構築する。

(2) 交通確保対策

交通確保対策については、地域内の生活交通を確保するため、既存の公共交通機関との連携を図り、生活バス路線の存続に向けた支援を継続して行う。また、高齢者や障害者等の交通の確保や公共交通空白地域における生活の足を確保するため、予約制乗合タクシーを運行するとともに、制度定着に向けた啓発活動を通じて利用率の向上を図る。

(3) 情報化の推進

情報化の推進については、町内の情報通信格差を縮小するとともに、地域産業の活性化や日常生活の利便性の向上を図るため、通信事業者に対し、光ファイバー高速情報通信設備の拡充や一部携帯電話の不感・難通話地域の解消を積極的に働きかける。また、町ホームページを活用し、空き家・空き店舗情報や観光情報等の行政情報を提供するとともに、既存のFMラジオ局の電波を利用し、屋内における災害情報や各種緊急情報を伝達周知できる体制を整備する。

(4) 地域間交流の促進

地域間交流の促進については、東京都大田区や長野県東御市、栃木県那珂川町、北海道中富

良野町との人的、文化的交流に加え、物産交流の拡大、住民参加型の交流を創出し、交流から地域活性化を図る取り組みを重点的に推進する。

2 現況と問題点

(1) 道路の整備

本町は、国道 13 号と主要地方道角館六郷線をはじめとした県道が、町内の産業、経済、文化活動を営むための重要な幹線道路となっており、これらに接続する町道は、町村合併後に計画的に整備され、改良・舗装ともに順調に推移している。しかし、舗装面の経年劣化が著しい路線も散見され、計画的な舗装修繕が必要である。集落内道路などの生活道路については、緊急車両が通行できない狭隘路線があり住民の安全安心な生活基盤の確保のため、拡幅舗装が求められている。また、橋梁施設については、安全性確保のため、長寿命化修繕計画の策定に必要な点検調査を行っているが、今後は、この計画に基づいた修繕整備が必要である。

本町は、県内有数の豪雪地帯にあたり、冬期間の交通の確保は、自家用車を主な移動手段とする町民の暮らしに不可欠である。そのため、老朽化した除排雪機械の更新を計画的に行い、除排雪作業を実施している。また、消雪パイプ、流雪溝施設が設置されている地域は、住宅や商店が密集しており、適切な施設の維持管理と運用が課題である。

資料 3-1 道路の状況

(単位：m、%)

区分	路線数	実延長	改良済延長	改良率	舗装済延長	舗装率
国道(指定区間)	1	7,525	7,525	100.0	7,525	100.0
主要地方道	3	31,800	29,042	91.3	30,664	96.4
一般県道	5	17,861	11,530	64.6	17,861	100.0
町道	2,447	1,074,224	605,443	56.4	499,010	46.5

(道路現況調査、平成 26 年 4 月 1 日現在)

(2) 交通確保対策

町内の公共交通は、生活バスと鉄道が地域に密着した重要な交通手段として位置づけられている。生活バスについては、自家用車の普及等により利用者の減少が続き、平成 20 年 3 月までに町内 6 路線のうち 3 路線が廃止されたが、公共交通機関を主に利用している高齢者にとって、生活バス路線の存続は重要である。町では、公共交通空白地域への対応と生活バス路線・鉄道などの既存公共交通機関までのアクセス手段として、予約制乗合タクシーの運行を開始したが、地域によっては利用率に差異がある。

(3) 情報化の推進

近年の情報通信技術の飛躍的な発展に伴い、利用者にとってより早く、より便利な情報通信基盤の整備が求められている。

本町の主要な公共施設は、合併時の光ファイバー高速通信網の整備により住民サービスの提供に利用されており、一般家庭などのインターネット利用についても民間事業及び過疎債を利用した IRU 回線整備により提供されている。しかし、現状の設備より数十倍の速度になる次世

代光通信の数年以内の実用化に向けた検討が行われており、通信設備の改修にあたっては速やかな対応が求められる。また、インターネットを利用した行政情報の提供について、町ホームページを活用した空き家・空き店舗情報や観光情報等の提供に取り組む。

防災等情報の伝達周知については、防災行政無線を活用しているが、屋内では気象条件によって聞こえない状況があることから、屋内における防災等情報の伝達強化が求められている。

(4) 地域間交流の促進

地域間交流の促進については、東京都大田区との交流（小学生交流、友好交流、物販交流）、長野県東御市との交流（友好交流、物販交流）、栃木県那珂川町との交流（行政交流、文化交流）、北海道中富良野町との交流（ラベンダー交流、物販交流）を行っている。これらの人的、文化的交流から、物産交流の拡大、住民参加型の交流を創出し、交流から地域活性化を図るため、今後も更なる交流へと取り組んでいく。

3 その対策

(1) 道路の整備

- 町の一体化を進める幹線道路の整備
- 国道13号線及び主要地方道、一般県道への接続道路の整備
- 集落間、施設間、近隣市への接続道路の整備
- 生活に密着した集落内道路の改善整備
- 転落等危険のある箇所の防護柵等の改善整備
- 緊急自動車の不通路線の調査と改善整備
- 歩行者が安全に通行できる歩道等の整備
- 除排雪機械の整備更新と必要台数の確保
- 消雪、流雪施設の維持管理
- 橋梁の点検調査と長寿命化修繕計画の策定
- 修繕計画に基づいた老朽道路・橋梁の整備

(2) 交通確保対策

- 予約制乗合タクシーの運行
- 生活バス路線の運行に対する支援

(3) 情報化の推進

- 光ファイバー通信設備の拡充
- 携帯電話の不感・難通話地域の解消促進
- 町ホームページを活用した行政情報の提供
- FM波を利用した防災ラジオの整備

(4) 地域間交流の促進

- 各種団体との相互交流の促進と交流人口の拡大
- 友好都市を始めとした自治体との交流や企業との連携の促進

4 計 画 (平成28年度～32年度)

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の推進	(1)市町村道			
	道路	幹線道路改良舗装事業 竹原・内村線 L=2,000m、W=8.5m	美郷町	
		幹線道路改良舗装事業 羽貫谷地線 L=1,500m、W=7.0m	美郷町	
		幹線道路改良事業 本堂城回1号線 L=1,200m、W=6.5m	美郷町	
		幹線道路改良事業 大石・外川原線 L=2,450m、W=6.5m	美郷町	
		幹線道路改良工事 松葉野・南明天地線 L=700m、W=6.5m	美郷町	
		幹線道路改良事業 金沢東根寺村・上開田戦 L=830m、W=6.5m	美郷町	
		幹線道路改良事業 愛宕・四天地線 L=1,400m、W=7.0m	美郷町	
		幹線道路改良事業 田岡線 L=600m、W=6.5m	美郷町	
		集落間接続道路改良事業 横関・城方小屋1号線 L=600m、W=5.5m	美郷町	
		集落間接続道路改良事業 安城寺柳原・張山館線 L=1,100m、W=5.5m	美郷町	
		集落間接続道路改良事業 赤城・耳取線 L=600m、W=5.5m	美郷町	
		集落間接続道路改良事業 妻の神・北外川原線 L=2,100m、W=5.5m	美郷町	
		集落間接続道路改良事業 羽貫谷地・下畑屋線 L=1,000m、W=5.5m	美郷町	
		集落間接続道路改良事業 下畑屋・鶴田線 L=800m、W=5.5m	美郷町	
		集落間接続道路改良事業 才ノ神相長根線 L=1,000m、W=5.5m	美郷町	
		集落間接続道路改良事業 柳田国見線 L=580m、W=5.5m	美郷町	
		集落間接続道路改良事業 下明子線 L=600m、W=5.5m	美郷町	
		集落間接続道路改良事業 雀柳・上明子線 L=510m、W=5.5m	美郷町	
		生活圏道路改良事業 柳田14号線 L=160m、W=5.0m	美郷町	
		生活圏道路改良事業 田岡1号線 L=55m、W=3.5m	美郷町	
		生活圏道路改良事業 屋敷田・角館街道西線 L=450m、W=5.0m	美郷町	
		生活圏道路改良事業 下石神1号線 L=80m、W=3.0m	美郷町	
		生活圏道路改良事業 新屋敷・森合線 L=200m、W=5.5m	美郷町	
		幹線道路整備事業 館間線 L=520m、W=5.5m	美郷町	
		幹線道路整備事業 上村・大坂線 L=2,000m、W=4.5m	美郷町	
		幹線道路整備事業 若林南新井1号線 L=400m、W=5.0m	美郷町	
		幹線道路整備事業 本堂城回1号線 L=300m、W=5.5m	美郷町	
		幹線道路整備事業 本堂城回2号線 L=600m、W=5.5m	美郷町	
		幹線道路整備事業 長面線 L=1,000m、W=5.5m	美郷町	
		幹線道路整備事業 大坂・黒沢線 L=2,000m、W=6.0m	美郷町	
		幹線道路整備事業 羽貫谷地線 L=1,000m、W=6.0m	美郷町	
		幹線道路整備事業 鎌田・安城寺線 L=850m、W=5.5m	美郷町	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		幹線道路整備事業 都野・東君堂線 L=1,200m、W=7.0m	美郷町	
		幹線道路整備事業 中野寺田・白山線 L=400m、W=5.5m	美郷町	
		幹線道路整備事業 下畑屋・外川原線 L=600m、W=5.5m	美郷町	
		幹線道路整備事業 金沢東根下村観音下線 L=900m、W=4.5m	美郷町	
		幹線道路整備事業 深田線 L=100m、W=6.5m	美郷町	
		幹線道路整備事業 坪立線 L=1,300m、W=6.5m	美郷町	
		幹線道路整備事業 坪立1号線 L=660m、W=6.5m	美郷町	
		幹線道路整備事業 遠槻・高田線 L=620m、W=6.5m	美郷町	
		幹線道路整備事業 作山・南明田地線 L=1,000m、W=6.0m	美郷町	
		集落間接続道路整備事業 下畑屋・鶴田線 L=800m、W=5.5m	美郷町	
		集落間接続道路整備事業 石名館・扇田線 L=1,400m、W=5.5m	美郷町	
		集落間接続道路整備事業 岩野町・南高野1号線 L=200m、W=4.0m	美郷町	
		集落間接続道路整備事業 溝田・吉ヶ沢線 L=1,000m、W=5.5m	美郷町	
		集落間接続道路整備事業 千刈田・岩野町線 L=1,700m、W=5.0m	美郷町	
		集落間接続道路整備事業 石名館線 L=101m、W=4.5m	美郷町	
		集落間接続道路整備事業 石名館2号線 L=86m、W=4.0m	美郷町	
		集落間接続道路整備事業 石名館4号線 L=108m、W=4.0m	美郷町	
		集落間接続道路整備事業 中笹巻2号線 L=240m、W=3.7m	美郷町	
		集落間接続道路整備事業 金堂・石名館線 L=150m、W=3.8m	美郷町	
		集落間接続道路整備事業 榊柳線 L=130m、W=4.0m	美郷町	
		集落間接続道路整備事業 南谷地・東西法寺線 L=200m、W=5.5m	美郷町	
		集落間接続道路整備事業 川口道北1号線 L=940m、W=5.5m	美郷町	
		歩道新設事業 本堂城回2号線 L=1,100m、W=2.5m	美郷町	
		歩道新設事業 鎌田馬町・沢田線 L=200m、W=2.5m	美郷町	
		歩道新設事業 作山・南明田地線 L=800m、W=2.5m	美郷町	
		歩道新設事業 野中・西明田地線 L=300m、W=2.5m	美郷町	
		グリーンベルト新設事業 中央通り線 L=1,700m、W=2.0m	美郷町	
		グリーンベルト新設事業 坪立線 L=1,200m、W=2.0m	美郷町	
		橋梁長寿命化事業 万願寺橋梁修繕工事	美郷町	
	(9)道路整備機械等	除排雪機械整備事業 除雪トレーサー6台、 除雪ローラー2台、除雪グレーダー2台、 除雪トラック1台、除雪センター増築	美郷町	
		中央除雪センター増築事業	美郷町	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の推進	(11) 過疎地域自立促進特別事業	<p>道路長寿命化事業 道路点検（路面性状調査、道路附属物点検調査、道路のり面工・土工構造物点検調査）・長寿命化計画策定・修繕</p> <p>① 事業の必要性 老朽化した道路ストックの長寿命化を図り、地域住民の安全な交通を確保する。</p> <p>② 具体の事業内容 道路点検調査により町道等の損傷・劣化等を把握し、調査結果に基づき長寿命化計画を策定した上で、長寿命化計画に基づく予防的な修繕を実施する。</p> <p>③ 事業効果 道路予防修繕に係る経費の縮減を図り、将来にわたり地域の道路網の安全性・信頼性を確保することができることから、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。</p>	美郷町	
		<p>橋梁長寿命化事業 橋梁点検・修繕計画・修繕</p> <p>① 事業の必要性 住民の安全・安心のために従来の損傷が発生してから対応する対症療法型の管理から、劣化の進行を予測して適切な修繕を行う計画的な予防保全型の管理への転換を行い、道路橋梁の修繕に要するコストの削減を目的とする。</p> <p>② 具体の事業内容 老朽化等により点検が必要な道路橋梁の調査を行い、損傷箇所等を確認し、専門家等の意見をもとに修繕計画を策定するとともに計画的に維持・修繕を行う。</p> <p>③ 事業効果 適切な点検と評価に基づく修繕を計画的に実施することで橋梁の長寿命化を図り、道路交通の安全性の確保や老朽化に伴う道路橋梁の修繕・架替えに要するコストを大幅に削減できることから、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。</p>	美郷町	
		<p>予約制乗合タクシー運行事業</p> <p>① 事業の必要性 公共交通空白地域において町民の日常的な移動のための交通手段の確保のための対策が必要である。</p> <p>② 具体の事業内容 美郷町地域公共交通活性化再生協議会に負担金を支出して予約制乗合タクシーを運行する。</p> <p>③ 事業効果 公共交通空白地域が解消されるとともに住民生活の利便性向上が図られることから、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。</p>	美郷町地域 公共交通 活性化再生 協議会	負担金
		<p>防災ラジオ整備事業</p> <p>① 事業の必要性 防災等情報の周知伝達手段として、防災行政無線を運用しているが、屋内では聞き取りにくい場合があり、屋内でも情報を確実に周知伝達できる手段を講じる必要がある。</p> <p>② 具体の事業内容 エフエム秋田の電波を使用した防災緊急告知ラジオの整備・運用を行う。</p> <p>③ 事業効果 防災等情報を確実に周知伝達することで迅速な自助・共助の防災初期対応を促し町民等の安全を確保するとともに、観光や各種行政情報を町内外に発信することで、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。</p>	美郷町	